

「クリーニング業法施行細則」の一部を改正する規則の概要

1 概略

令和5年6月14日に公布された「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第52号）及び同年8月3日に公布された「旅館業法施行規則等の一部を改正する省令」（令和5年厚生労働省令第101号）により、クリーニング業の開設者が当該クリーニング業を譲渡した場合、譲り受けた者は開設の届出ではなく、開設者の地位の承継の届出を行うことになることから、「クリーニング業法施行細則」（昭和36年神奈川県規則第62号）について所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) クリーニング所開設届（第1号様式）について、「届出区分」、「譲受けの場合の営業を譲り受けたことを証する旨」及び「譲受けの場合の構造及び設備の変更の有無」の記入欄並びに備考1の省略規定、備考2及び、※印を削除する。
- (2) 無店舗取次店営業届（第2号様式）について、「届出区分」、「譲受けの場合の営業を譲り受けたことを証する旨」及び「譲受けの場合の構造の変更の有無」の記入欄並びに備考2の省略規定及び、※印を削除する。
- (3) クリーニング所（無店舗取次店）営業者の地位承継届（第8号様式）について、「営業を譲渡した者の住所及び氏名」及び「譲渡の年月日」の記入欄を設け、譲り受けた者が添付する書類の規定を追加する。（第4条の2関係）
- (4) その他所要の改正を行う。

3 施行期日

令和5年12月13日